11　強制保険その他の金銭上の保証

(一)　締約国を旗国とする総トン数三〇〇トン以上の船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、海事債権についての責任の制限に関する条約第六条1(b)の規定に従って計算される額を超えない額とする。）においてこの条約に基づく責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。（第一二条1関係）

(二)　保険等保証が効力を有していることを証明する証明書は、締約国の適当な当局又は締約国の認定する団体によって発給される。（第一二条2及び3関係）

(三)　証明書は、船舶内に備え置くものとする。（第一二条5関係）

(四)　保険等保証は、有効期間の満了以外の理由により、当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、要件を満たすこととはならない。（第一二条6関係）

(五)　船舶の登録国は、証明書の発給要件及び効力要件を定める。（第一二条7関係）

(六)　締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。（第一二条9関係）

(七)　この条約に基づいて生ずる費用の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、登録所有者が援用することができたであろう抗弁を援用することができる。また、被告は、登録所有者が責任を制限することができない場合であっても、維持することが必要とされる保険等保証の額に等しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、海難が登録所有者の悪意によって生じたとの抗弁を援用することができるが、登録所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。（第一二条10関係）

(八)　締約国は、自国を旗国とする総トン数三〇〇トン以上の船舶については、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。（第一二条11関係）

(九)　各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が三〇〇トン以上のものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。（第一二条12関係）

12　この条約に基づいて費用を回収する権利は、危険の存在が決定された日から三年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、難破物をもたらした海難の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。（第一三条関係）

13　紛争の解決

(一)　この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、これらの締約国は、当該紛争をまず交渉その他の平和的手段を通じて解決するよう努める。（第一五条1関係）

(二)　合理的な期間内に紛争を解決できない場合には、当該紛争の当事者が海洋法に関する国際連合条約の締約国であるか否かを問わず、同条約第一五部に定める紛争の解決に関する規定を準用する。（第一五条2関係）

14　この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約及び海洋に関する国際慣習法に基づく国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（第一六条関係）

条約

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をここに公布する。

御名御璽

令和二年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第八号

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

この条約の締約国は、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第百九十四条において、いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し、及び規制するため、全ての必要な措置をとると規定されていることを想起し、

同条約第二百三十五条において、いずれの国も、海洋環境の汚染によって生ずる全ての損害に関し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、国際法の関連規則を一層発展させるために協力すると規定されていることを想起し、

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約が、船舶によりばら積みで海上を輸送される油の流出又は排出による汚染によって生ずる損害を被った者に対して賠償及び補償が行われることを確保することに成功していることに留意し、

千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任並びに賠償及び補償に関する国際条約が、危険物質及び有害物質の海上運送に関連する事故によって生ずる損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償及び補償を行うために採択されたことに留意し、

あらゆる形態の油による汚染についての無過失責任であって、責任の適当な限度額と結び付いたものを確立することが重要であることを認め、

船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染によって生ずる損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償の支払を確保するために補完的措置が必要であることを考慮し、

このような場合において責任についての問題を解決し、及び適正な賠償を行うために統一的かつ国際的な規則及び手続を採択することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

1　「船舶」とは、全ての型式の海上航行船舶及び海上用舟艇をいう。

2　「者」とは、個人若しくは組合又は公法上若しくは私法上の団体（国及びその行政区画を含むものとし、法人であるか否かを問わない。）をいう。

3　「船舶所有者」とは、船舶の所有者（登録所有者を含む。）、管理人及び運航者並びに裸傭船者をいう。

4　「登録所有者」とは、船舶の所有者として登録されている者又は登録がない場合には船舶を所有する者をいう。ただし、国が所有する船舶であって、当該国において当該船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについては、「登録所有者」とは、当該会社をいう。

5　「燃料油」とは、船舶の運航又は推進に使用しており、又は使用することを予定している炭化水素の鉱物油（潤滑油を含む。）及びその残留物をいう。

6　「民事責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（その改正を含む。）をいう。